

住宅産業協議会規約

—住宅産業協議会規約目次—

| | | | | | | | |
|-----|---|---|-------|-----------|---|---|-----------|
| 第1章 | 総 | 則 | | (1) | | | |
| 第2章 | 会 | 員 | | (2) | | | |
| 第3章 | 組 | 織 | | (3) | | | |
| 第4章 | 会 | 議 | | (4) | | | |
| 第5章 | 事 | 務 | 局 | (6) | | | |
| 第6章 | 資 | 産 | 及 | び | 会 | 計 | (6) |
| 第7章 | 雑 | 則 | | (7) | | | |

制定日 平成10年4月13日

制定者 住宅産業協議会会長

住宅産業協議会規約

第1章 総 則

(適用)

第1条 本規約は、住宅産業協議会の運営について定める。

(目的)

第2条 本会は、住宅の品質向上等を図ることにより、消費者の満足度を向上させ、住宅産業及び関連設備産業並びに建材産業の発展を図ることを目的とする。

(名称)

第3条 本会の名称は、「住宅産業協議会」(略称：住産協)という。また、英語の名称を「Housing Industry Association in Japan」(略称：H I A)という。

(事務局)

第4条 本会は、主たる事務局を東京に置く。

(事業)

第5条 本会の事業は、第2条の目的を達成するために、次の各号にかかげる事業を行う。

- (1) 住宅産業(住宅産業、関連設備産業、建材産業等を含む。以下、同じ。)が抱える課題の調査及び研究
- (2) 住宅産業が抱える課題の解決策の啓蒙及び普及
- (3) 住宅産業に関する業務の研修及び指導
- (4) 住宅産業に関する資料の収集、編纂及び刊行
- (5) 政府機関、公共団体及び学術団体等に対する建議及び意見の具申
- (6) 会員相互の親睦及び情報の交換
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

第6条 本会会員の種類及び資格は、次の通りとする。

- (1) 正会員 住宅の建設事業、販売事業等を営む法人（事業協同組合その他これに準ずる法人を含む。以下、同じ。）、住宅設備の生産及び販売事業を営む法人、建材の生産及び販売事業を営む法人。
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する法人又は団体（法人格を有しない場合は、その代表者。）。

(入会)

第7条 前条に定める会員の資格を有する者は、別に定める手続きを経て会員となることができる。

(除名)

第8条 本規約に違反し、又は本会の名誉を著しく毀損した会員は、総会の決議をもってこれを除名することができる。

(退会)

第9条 次の各号の一の事由に該当するに至った会員は、当該事由の発生をもって本会を退会したものとする。

- (1) 第6条に定める資格を喪失したとき
- (2) 第8条の規定により除名されたとき
- (3) 所定の様式による退会届をもって退会したい旨を届け出て、総会において了承されたとき

(会費及び事業費分担金)

第10条 会員は、別に定める金額の会費を納入しなければならない。

2 会員は、本会の事業の遂行に必要な費用として分担金を負担することができる。

(会費等の返還)

第11条 本会に納入した会費及び分担金の返還を求めることができない。

(届出義務)

第12条 会員は、代表者の氏名及び連絡先等入会の際に届け出た事項に変更が生じた場合は、所定の様式にて届出なければならない。

第3章 組 織

(役員)

第13条 本会に会長1名、副会長1名、幹事1名、副幹事1名を置く。

(役員の仕事)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名したところにより、会長の職務を代行する。
- 3 幹事及び副幹事は、会長及び副会長を補佐し、本会の企画運営及び会計について会務を掌理する。

(役員を選任及び任期)

第15条 会長及び副会長は、総会においてこれを選任し、幹事及び副幹事は会長がこれを指名する。

- 2 会長、副会長、幹事及び副幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第16条 会議は、総会、企画運営委員会、テーマ別研究会および部会とする。

- 2 会議の議長は、総会においては会長、企画運営委員会においては幹事、テーマ別研究会においては座長、部会においては部長がこれにあたるものとする。

(総会)

第17条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は企画運営委員会から会議の目的を示して請求があったとき、さらには正会員の3分の2以上からの要請があったとき開催する。
- 5 総会は、会長がそれを招集する。

(総会の決議事項)

第18条 総会は、この規約で定める事項の他、次の各号にかかげる事項について審議決定する。

- (1)規約の改定
- (2)事業報告及び収支決算の承認
- (3)事業計画及び収支予算の承認
- (4)テーマ別研究会が行う研究テーマの承認
- (5)その他、本会の運営に関する基本事項

(総会の議決権)

第19条 総会における議決権は、1正会員につき1議決権とする。賛助会員は、議決権を有しないものとする。

- 2 総会に出席できない正会員は、書面をもって評決に参加し、又はその評決を代理人に委任することができる。
- 3 前項の規定により、その議決権を行使する正会員は、総会に出席したものと見なす。

(総会の議決の方法)

第20条 総会は、正会員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数の同意によりこれを決定する。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(企画運営委員会)

第21条 企画運営委員会は、幹事及び副幹事を含めた企画運営委員により構成する。

- 2 企画運営委員は、会員の互選により会長が任命する。
- 3 企画運営委員会は、幹事がそれを召集する。
- 4 企画運営委員会においては、第18条に規定する事項のほか、本会の運営に関する重要事項について審議又は決定する。
- 5 企画運営委員会においては、本会が行う研究テーマの選定及びテーマ別研究会の設置について審議又は決定する。
- 6 企画運営委員会は、本会の運営に関する重要事項について意見を聴取するため、必要に応じ全会員を構成員とする拡大企画運営委員会を開催することができる。

(テーマ別研究会)

第22条 テーマ別研究会のメンバーは、研究テーマに従って関連の深い会員から選出するものとする。

- 2 選出されたメンバーの中から、座長及び副座長を選任する。
- 3 テーマの研究においては、必要に応じ会員以外から学識経験者等の協力を得るものとする。

(部会)

第23条 本会は、事業遂行のため必要ある時は、部会を設けることができる。

- 2 部会の設置および改廃は、企画運営委員会の要請により会長がこれを行う。
- 3 部会の組織および委員並びに運営については、企画運営委員会を経て細則で定める。

第5章 事務局

(事務局)

第24条 本会の業務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局の組織及び運営については、企画運営委員会を経て細則で定めるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産)

第25条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付財産及び事業費分担金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

(資産の管理)

第26条 本会の資産の管理については、企画運営委員会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は、資産をもってこれを支弁する。

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 雑 則

(細則)

第29条 この規約の施行に必要な事項は、企画運営委員会の議を経て会長がこれを定める。

(資産の継承)

第30条 住宅産業品質管理優良認定工場会の有する資産と会員は、本会が継承する。

住宅産業協議会細則

—住宅産業協議会細則目次—

| | | | | |
|------|--------------|-------|-----------|-----------|
| 第1章 | 入会手続き及び会費等 | …………… | (1) | |
| 第2章 | 部 | 会 | …………… (2) | |
| 第3章 | 事 | 務 | 局 | …………… (2) |
| 様式第1 | 住宅産業協議会入会申込書 | …………… | (3) | |

制定日 平成 10 年 4 月 13 日
制定者 住宅産業協議会会長
改正日 平成 15 年 5 月 23 日
改正日 平成 16 年 3 月 31 日
改正日 平成 20 年 4 月 17 日

住宅産業協議会細則

第 1 章 入会手続き及び会費等

(入会の申込)

第 1 条 住宅産業協議会規約第 7 条において、本会の正会員又は賛助会員として入会を希望する者は、別紙様式第 1 により入会申込書を会長あて提出することとする。

(入会の決定)

第 2 条 本会の正会員又は賛助会員になるため入会申し込みがあったときは、企画運営委員会において審議の上、入会の可否を決定するものとする。

- 2 前項により申し込みがあった者のうち会員として入会が決定した場合は、会長はすみやかにその旨を通知するものとする。
- 3 前項の決定により通知を受けた者は、定められた入会金及び会費を支払って会員となることができる。

(会費の納入)

第 3 条 前条において入会が決定された場合は、すみやかに会費を納入するものとする。

- 2 住宅産業協議会規約第 10 条 1 項において会費の額は、以下の通りとする。
 - (1) 正会員 1 会員につき年額 40 万円とし、入会金（一時金）は年会費と同額とする。
 - (2) 賛助会員 1 会員につき年額 20 万円とし、入会金（一時金）は年会費と同額とする。

(事業費分担金の納入)

第 4 条 住宅産業協議会規約第 10 条 2 項において、事業費分担金の徴収及びその額は、企画運営委員会においてその必要性を検討の上決定する。

- 2 会長は、前項の決定を受けて、事業費分担金を徴収する旨各会員に通知しなければならない。
- 3 事業費分担金は、企画運営委員会で定められた期日までに納入するものとする。

第2章 部 会

(部会の設置)

第5条 住宅産業協議会規約第23条3項に定める部会は、以下の通りとする。

- (1) 企画部会
 - (2) 研修企画部会
- 2 各部会の部会長は、企画運営委員の互選により企画運営委員会において決定する。
 - 3 各部会のメンバーは、会長の互選により企画運営委員会において決定する。

(部会の活動)

第6条 各部会の活動は、以下の通りとする。

- (1) 企画部会
 - ① 住宅産業協議会として取り組むべき課題の整理とテーマの企画、推進
 - ② 広報活動についての企画、運営
- (2) 研修企画部会
住宅産業協議会会員相互のCS・品質向上に役立つ啓発活動の企画・実施
 - ① テーマ別研究会活動の途中報告・成果報告
 - ② CS・品質の先進企業の見学、外部講師による講演

第3章 事 務 局

(事務局)

第7条 住宅産業協議会規約第24条1項に定める事務局は、東京都に置く。

- 2 本会の事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局は、住宅産業協議会規約に従って本会の事務を行う。

(監査)

第8条 事務局の事務については、会長が推薦し企画運営委員会で承認した2以上の監査人によって、事業年度終了後監査を行い、その結果を企画運営委員会に報告する。

附則(平成16年度改正)

第1条 この細則は平成16年4月1日から適用する。

(様式第1)

住宅産業協議会入会申込書

年 月 日

住宅産業協議会 会長 あて

貴協議会の設立の趣旨に賛同し、貴会の正会員（賛助会員）として入会を申し込みます。

企業又は団体の名称

代表者名 印

所在地

担当者名（電話、FAX番号）

(様式第2)

住宅産業協議会退会届

年 月 日

住宅産業協議会 会長 殿

貴協議会を退会したく、「規約」第9条3項に従い、届け出をいたします。
よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

企業又は団体の名称

代表者名 印

所在地

担当者名 (電話、FAX番号)